

〔論文〕

作業療法士との連携による保育者の子ども理解

—子ども地域支援事業の調査から—

大久保 めぐみ
Megumi Okubo

大阪総合保育大学大学院
児童保育研究科 児童保育専攻

本研究ではA県における「子ども地域支援事業」を通して「作業療法士との連携によって保育者の子ども理解が深まるのか。又連携の意義」について検証する。

方法として、A県において実際に「子ども地域支援事業」を受けたことのある保育所、幼稚園、こども園にアンケートを行い、①「事業を受ける動機、事業に期待すること」、②「事業を受けた感想」、③「事業後の子どもと保育者の変化」、④「事業の今後の必要性」などを質問した。それにより、①「子ども地域支援事業」に何が求められているのか、②事業を通して保育者は何を得ているのか、③実際に事業を受けたことで、子どもや保育者に何らかの変化があったのか、④今後、この事業は必要とされているのか、などが具現化された。その結果、保育者が子ども理解を深めるために作業療法士との連携を図ることの重要性や必要性が示唆された。さらに、保育者が子ども理解を深めることは、保育者の質の向上、そして保育の質の向上にもつながっていると考えられる。

キーワード：作業療法士との連携、子ども理解、保育の質、保育現場への支援

はじめに

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が制定・公布され（以下、差別解消法）、3年後の平成28年4月1日より施行された。差別解消法の第1章第1条の目的には『障害者基本法』（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を促進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とされている。

対象となる「障害者」は、障害者手帳の有無に関わらず、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされている（第2条第1項）。「社会的障壁」とは、「障害がある者にとつ

て日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの」（第2条第2項）とされている。さらに差別解消法の第3章では「行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置」が定められ、第7条、第8条では行政機関、及び事業者における「障害を理由とする差別の禁止」が定められ、「合理的配慮」の提供が求められている（第7条第2項、第8条第2項）。障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があり、差別解消法では障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められている。

そして、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」「厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が定められ、具体的な対応方法なども定められた。それゆえ、当然のことながら教育・保育の現場でも「障害を理由とする差別の禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられている（民間では努力義務）。

そのような経緯の中、前述の「差別解消法」について「福祉事業者向けガイドライン」が示された（平成27年11月）。その第3章では、「障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められる」と記されて

いる。そして、全ての障害において「本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く」と記されており、専門家や家族との連携が必要不可欠であることが示唆されている。

筆者の勤務する保育園において考えてみると、その対応はまだ十分ではないと自覚する。その原因はいろいろ考えられるが、一つとして、子どもが生活する上で障壁となっている事柄とその理由を理解することが大変難しいことが考えられる。もちろん保育者は、家族や専門機関と連携したり、様々な研修で学んだりすることによって子ども理解を深めるよう努めているが、一人ひとり特性や行動要因が異なる上に、子どもが置かれている背景も異なるため、その理解は容易ではない。しかし、子どもについての理解ができていなければ、特性に応じた対応はできないため、十分な対応というのは難しいのである。

そのような中で、教育・保育の現場は様々な専門機関との連携を図りながら、子ども理解を深め、また子どもへの合理的配慮に努めている。筆者の保育園では特に、特別支援教育士を配置すると共に、作業療法士との連携を通して子ども理解を深めている。

作業療法士との連携は「A県における子ども地域支援事業」を通して行われている。この支援によって保育者の子ども理解はとて深まり、それによって子どもへの対応、保育の内容も変化している報告を受けている。そこで、「子ども地域支援事業」を通して①「子ども地域支援事業に何が求められているか」、②「事業を通して保育者は何をj得ているか」、③「実際に事業を受けることで、子どもや保育者に何らかの変化があったのか」、④「今後、この事業は必要とされているのか」についてアンケート調査を通して検証する。それによって、「保育者がどのように子ども理解をしているか」、「作業療法士との連携によって子ども理解が深まるのか」、「作業療法士との連携の重要性や必要性」について考える。

1. 子ども地域支援事業の概要

子ども地域支援事業の背景には、医療現場でも行われている「医療モデル」から「生活モデル」への転換がある。特に子どもの発達支援については、子どもが日常を過ごす場所で支援する有用性、必要性が考えられることから、障害者総合支援センターの作業療法士がA県の地域支援療育事業を立ち上げ、県からの委託を受けて平成25年から始められたものである。訪問件数は年間約300件にのぼる。この事業は、ある一個人の子どもが医療機関や療育機関に行って、診察・療育を受けるという方法

ではなく、保育・教育の現場に作業療法士が訪問し、作業療法士の視点で子どもを捉え、子どもが日常を過ごす場での生活や遊び、活動をどのように支援していくかを考えるというものである。

目的：発達障害あるいは発達障害の疑いのある子どもが、地域社会の中でいきいきとした生活を送るために、専門的な支援を行うこと。

運営：A県からの委託を受け、A県障害者総合支援センターが行う

事業内容：訪問事業（無料）と研修会講師派遣事業（有料）があり、いずれも各施設からの依頼により作業療法士が訪問し、子どもの観察とアドバイス、又研修会の講師を務める。

訪問対象：①訪問事業

A県内の学校、幼稚園、保育所、こども園、保健センター、療育教室、学童保育、デイサービス等の施設や関連団体（子どもの診断名の有無に関係なし）

②研修会講師派遣事業

上記施設の職員又は保護者、地域の方

訪問時間：①訪問事業：最長7時間30分（平成28年度から最長6時間）

②研修会講師派遣事業2時間まで15,000円。その後は1時間ごとに5,000円

訪問事業の内容

①**コンサルテーション支援：**作業療法士が自由遊び、製作、集団活動、教科学習などの場면을観察し、作業療法士の視点から動作・活動分析し、子どもの行動特性（多動、不器用、不注意、コミュニケーション、こだわり、姿勢の悪さ、等々）の背景と関わりの手立てに関して提案。

②**子どもへの関わり方支援：**作業療法士が直接、子どもに関わる。

1. 加配型：保育や授業中など集団の場面で、加配職員の様な形で子どもに関わる。

2. 自由時間型：昼休みなどの自由時間を利用して、子どもに関わる。

3. 子どもへの関わり方の提示（注意を向ける方法、場面の切り替え方 等々）、施設にある遊具や机、いすなどを使ってできる感覚運動遊びの紹介。

③**相談支援：**保護者と面談を行い、作業療法士の視点から、対応方法、子どもの特性に合った遊び等の提案。

II. A 県子ども地域支援事業における作業療法士との連携についての調査

1. 調査方法

- (1) 調査対象：平成27年度にA県子ども地域支援事業を受けた保育所、幼稚園、こども園の職員
- (2) 実施時期：平成28年2月
- (3) 実施対象数：95園

2. 手続き

調査は、平成27年度にA県の子ども地域支援事業を受けた公立・私立の保育所、幼稚園、こども園の職員に質問紙法によって実施した。回答は、各園1名。質問紙は、A県の子ども地域支援事業に携わっている作業療法士から対象園に郵送にて配布した。調査用紙に研究の目的を記入し、各園自由意志、無記名での回答とし、回答後、筆者宛に返送を依頼した。又、研究目的以外には使用しないこと、研究終了後には資料を破棄することを記載した。

調査用紙返送の締め切りは平成28年2月末日とした。

自由記述は、作業療法士2名、特別支援教育士1名、筆者の合計4名で分析を行った。回答者の文意を損なわないように注意して代表的なデータを抽出し、それから類似するものを組み合わせて中項目とし、さらに共通しているものを合わせて大項目を作成している。ただし質問2(表1)に関しては、質問内容が2項目なので、それを大項目とし、以下、中項目、小項目を設けている。

また、自由記述の内、名称や回数などを記述するものについて[(1)①、②、(5)②]は、同類のものを筆者が集計し、グラフ化して表示している。

選択式についても選択された回答を筆者が集計し、グラフ化して表示している。

3. 調査項目と回答方法

- (1) 子ども地域支援事業以外に専門機関との連携があるか。(連携の有無を選択)
 - ① 連携している専門機関(自由記述式)
 - ② 連携の内容(どのような連携をしているか)(自由記述式)
- (2) 子ども地域支援事業の利用の動機・子ども地域支援事業に期待すること。(自由記述式)
- (3) 子ども地域支援事業を受けた感想。(選択式)
- (4) 子ども地域支援事業後の様子について。
 - ① 事業後の子どもの変化の有無(選択式)
 - ② 具体的な子どもの変化の様子(自由記述式)

- ③ 事業後の保育者の変化の有無(選択式)
- ④ 具体的な保育者の変化の様子(自由記述式)
- (5) 子ども地域支援事業の今後の必要性。
 - ① 事業の必要性の有無(選択式)
 - ② 年間の事業希望回数(記入式)
 - ③ 子ども地域支援事業の必要性、期待すること(自由記述式)

III. 調査結果と考察

回収状況：調査配布95園。有効回答数69園。有効回収率73%

この調査の大きな特徴の一つがこの回収率の高さである。自由意志による回答にも関わらず、非常に多くの園から回答を得ることができた。しかも、自由記述式の欄については必須項目ではないにも関わらず、実に多くのご意見を熱心に記入して下さったことは、この事業に対する熱い思いや期待の大きさをひしひしと感じるものであった。

1. 子ども地域支援事業以外に専門機関との連携があるか

「子ども地域支援事業以外に専門機関との連携があるか」という問いに、70%の園が「はい」と回答しており、多くの園が専門機関との連携を行っていることが示された。(図1)

(1) 連携している専門機関の種類

連携している専門機関の種類は、児童発達支援センター(32%)、市町村の諸機関(31%)、医療機関(21%)、療育施設(9%)、子ども家庭相談センター(4%)、地域の学校・養護学校(2%)、心理相談(1%)であった。(図2)

(2) 連携の内容(どのような連携をしているか)(図3)

連携の内容としては、「情報交換・関係者会議」が36%、

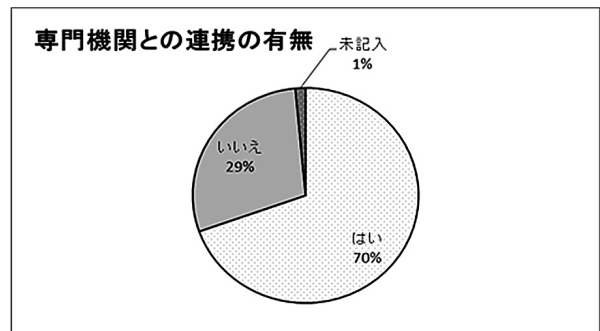


図1. 専門機関との連携の有無

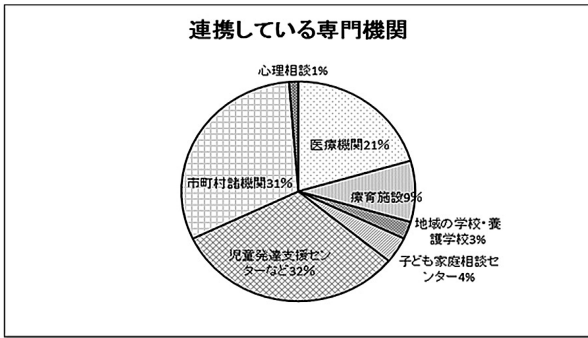


図2. 連携している専門機関

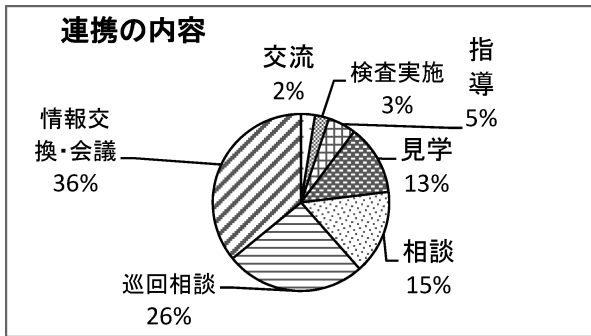


図3. 連携の内容

「巡回相談・定期的な園訪問」が26%、「相談（関係機関に向かう）」が15%、「見学」が13%、「指導を受ける」が5%などであった。

(3) 考察「専門機関との連携の状況」

今回の調査園の70%が子ども地域支援事業以外にも専門機関と連携していることから、専門機関との必要性の高まりが示唆された。

連携機関としては、児童発達支援センターとの連携が最も多く32%となっている。児童発達支援センターでは、障害のある子どもが、その子の住んでいる地域で必要な療育や支援を受けられる。未就園の子どもも、園に在籍している子も併用して利用することができる。さらに、児童発達支援センターがその子の在籍する園との連携を図りながら子どもと保護者を支援する使命もあり、これまでの「医師の診察」ではできなかった、その子の日常の中で園と連携しながら子どもとその保護者を支援できる大切な機関である。

又、次に多く連携している機関は市町村の諸機関で、発達センター、教育センター、保健所などである。

園がこれらの機関と連携することで、医療や療育としてではなく、子どもが日常過ごす場で、生活と遊びを通してその子の発達をサポートできるので、このような専門機関と園との連携はとても重要であり、保育・教育現場もそのことを求めていることが示唆された。

2. 子ども地域支援事業の利用の動機・子ども地域支援事業に期待すること

(1) 結果

次に「子ども地域支援事業の利用の動機」と「子ども地域支援事業に期待すること」について自由記述で質問した。(表1)「子ども地域支援事業の利用の動機」としては、「保育者の困り感」が根底にあることが示された。保育者が抱えている困り感は大きく分けて3つ、「保育への不安」「保育の悩み」「支援の必要な子の増加」である。

具体的には、「支援を必要とする子どもが多くなり、保育者なりの支援を行ってきたが、本当に必要な支援ができていないのが不安になり、専門の作業療法士さんの子どもの見方を学びたいと思った」「気になる子どもが増えている中で、その子どもたちの行動をどのように理解し、どんな風に関わっていくことが必要なのかということを知りたいと思った」「保育をしていく中で、クラスの友だちとの関わり方、行動や言動の意味や受け止め方に悩み、試行錯誤の毎日だったのでご指導いただきたく利用しました」などとあった。

そして、事業に期待することとして、「保育者への支援」と「保護者への支援」が挙げられた。保育者が支援して欲しいと思う内容は「子ども理解」「具体的支援の方法を知ること」「保育の見直しにつなげること」などである。又保護者への支援として「保育者自身が保護者に伝えるための支援」と「作業療法士から直接保護者に伝えてもらう支援」が挙げられていた。

「保育者への支援」について具体的には「気にかかる子どものつまづきの原因や支援の方法を教えて欲しいと思った」「配慮を要する幼児の実態を明らかにし、どのような手立てをしていったらよいかを知りたいと思った」「子どもの状態を見て、教師の『なぜ?』『どうしたらいいの?』に答えて欲しいと思った」「専門的な立場からの子どもの見方、捉え方、又その子にあった援助、配慮について教えていただきたいと思った」「園での生活・遊びの様子を見ていただき、その子にとっての具体的な支援や生活しやすい場を提供していきたい」などの記述があった。

又「保護者への支援」の例としては「『特性』を理論的、科学的に理解し、それを保護者に伝える方法を知りたい」、「保護者に対して、わかりやすく話をしていただき、つまづきに理解と受け入れができるように専門的に話してもらいたい」などの記述があった。

(2) 考察「利用の動機と事業に期待すること」

「利用の動機」は「保育への不安や悩み」や「支援が必要な子の増加」が主な理由で、日々の保育の中で子ども

表1. 事業の利用の動機と期待すること

大項目	中項目	小項目	代表的なテキスト
利用の動機	保育者の困り感	保育への不安	<ul style="list-style-type: none"> ・本当に必要な支援ができていないのか不安 ・日々の保育に悩む ・行動や言動の意味や受け止め方に悩む ・保育の中での不安、疑問などを話し、指導していただける
		保育の悩み	<ul style="list-style-type: none"> ・一クラスに気になる子が複数いて、クラス運営が難しかった ・日ごろの保育の難しさを感じたから ・場面切り替えができない子どもが多くいて、活動するのにとても時間がかかり、日常の保育が困難になりつつあった ・クラスの友だちとの関わり方、行動や言動の意味や受け止め方に悩み、試行錯誤の毎日だった
		支援が必要な子の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスの中に気になる子が毎年増えてきたため ・特別支援を必要とする子どもが多数いたため
事業に期待すること	保育者への支援	子ども理解	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの実態把握のため ・幼児の困り感がどこにあるのか ・現在の子どもの様子（感じ方）を知りたい ・個別に見て、アドバイスをいただきたい ・気にかかる子どものつまずきの原因を教えて欲しい ・子どもの状態を見て、教師の「なぜ?」「どうしたらいいの?」に答えて欲しい ・個の理解をし、担任の負担を軽減させながら正しい支援を知っていききたい ・発達に遅れがあるのか確認したい ・発達凸凹をかかえた子どもたちが困った子なのではなく、困っている子であることがわかり、どこがどのように困っているのかを知り、どのようにサポートすることが助けになるのかを知りたい
		具体的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の方法を教えて欲しい ・どんな風に関わっていくことが必要なのか教えて欲しい ・どのような手立てをしていったら良いのかを知りたい ・どのようにサポートすることが助けになるのかを知りたい ・声のかけ方や関わり方を知りたい
		保育の工夫・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に取り入れて何かできないか知りたい ・どのような支援を保育に取り入れていけば良いか ・日ごろ行っている保育について見直すことを教えていただきたい ・子どもの困り感に対しての保育の仕方を知りたい
		専門的知識・第三者の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者から見た視点での助言が欲しい ・専門的な立場からの子どもの見方、捉え方、またその子にあった援助、配慮について教えて欲しい
	保護者への支援	保護者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への伝え方を知りたい ・保護者に対して、わかりやすく話をしていただき、つまずきに理解と受け入れができるように専門的に話してもらいたい ・保護者への働きかけ ・「特性」を理論的、化学的に理解し、それを保護者に伝える方法を知りたい

を理解し難いことが多く、その対応に頭を抱え、保育に不安を感じるようになっていくことが窺える。

それゆえ保育者は「子ども地域支援事業」に申し込み、この事業によって作業療法士の視点を通して「子ども理解を深めたい」、「具体的支援を知りたい」、「保育の工夫や見直しをしたい」、「専門的知識を高めたい」、「保護者対応の方法を知りたい」ということを求めている。それをまとめると図4のようになる。

つまり、保育者は、作業療法士が自分たちとは異なる視点を持って子どもを見ていること、その視点は子ども

のことがよくわかる視点であること、そして子どもの状態（行動の原因）がとても理解できるようになる視点であることを認識していると推察される。

これらの結果は、保育者が日々の保育の中で求めている支援の内容を示すと共に、保育者が求めている支援がこの事業を通して得られる可能性があることを示唆している。

3. 子ども地域支援事業を受けた感想

「子ども地域支援事業」を受けた感想は、「とても良

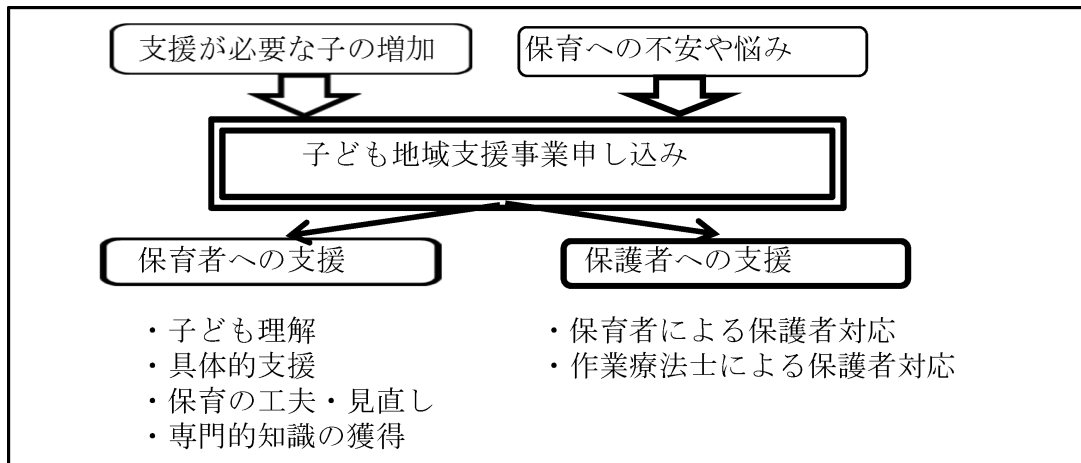


図4. 利用の動機

かった」が86%、「良かった」が13%で両者を合わせると99%が「良かった」であった。(図5)。このことから「子ども地域支援事業」が現場の保育者にとってかなり有効であることが示されている。

4. 子ども地域支援事業後の様子

(1) 事業後の子どもの変化の有無

それでは、「子ども地域支援事業」の何がそれほど良かったのかについて、「事業後の子どもの変化」や「事業後の保育者の変化」から検証してみたい。

「子ども地域支援事業を受けた後、子どもに変化は見られましたか」という質問に対しては、「とても変化が見られた」13%、「変化が見られた」49%、「あまり変化は見られなかった」16%、「変化は全く見られなかった」0%であり、「平成27年度が初回のため変化がわからない」17%、「回答者が着任したばかりで変化がわからない」1%、未記入3%であった。(図6)

(2) 具体的な子どもの変化の様子

では、保育者が実感している「子どもの変化」とは具体的にどのような変化なのかについて、自由記述から見

ていきたい。(表2)

大別すると「子どもの身体的改善・変化」と「子どもの行動の改善・変化」が挙げられている。

「子どもの身体的改善・変化」の具体例として、「床に寝そべってフニャフニャすることも少なくなる」「体幹が悪い子の改善が見られた」「運動量が増え、転んで怪我をすることがなくなった」などが挙げられた。

「子どもの行動の改善・変化」については「活動への参加」「行動抑制」「言葉の変化」「情緒面」「理解面」「人間関係」「食事の変化」などにおいて現れている。

具体例として「クラスでの活動にも集中できるようになってきた」「積極的に参加できるようになった」など「活動への参加の様子の変化」。

「走り回り、クラスの保育が進むのを邪魔すること(ちょっかいやダメ出し)をしていた子どもが落ち着き、走ることが止まり、積極的に参加できるようになった」「すぐ手が出て、攻撃態勢をとっていた子どもが、言葉で気持ちを伝えることができるようになり、今がどんな時かを理解できるようになった」「パニックを起こすことが少なくなったり、部屋を出て行くことが少なくなったりした」など「行動抑制の変化」。

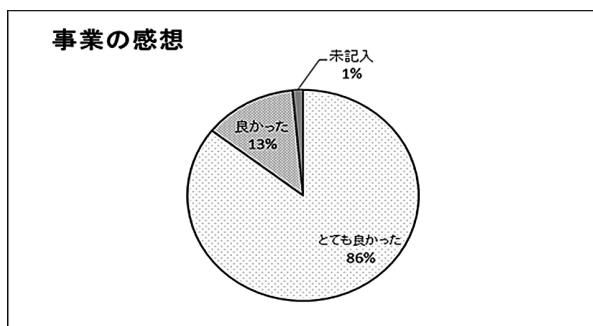


図5. 事業の感想

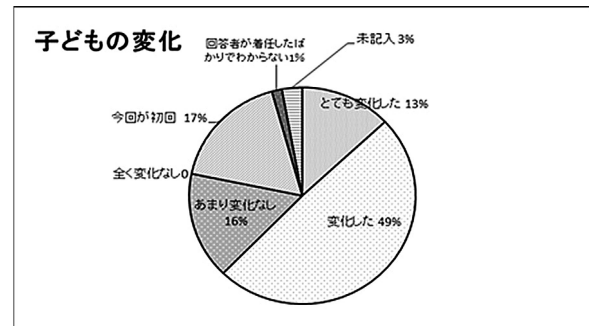


図6. 事業後の子どもの変化

「言葉の数が増えている」「言葉で思ったことを表現できなかった子が、言葉で表現できることが増えたりしてきた」など「言葉に関する変化」。

「自信を持って過ごせるようになった」「作業療法士のアドバイスにより、プライドを傷つけずにタイミング良い手助けや成功体験を積み重ねることにより、自信がついた」「安心して活動している」など「情緒面での変化」。

「見通しの持ちにくさがあることに気づき、視覚支援によって一日の流れをその子にわかる方法で伝えたこと

で、遊ぶ時間と一斉活動の時間、給食の時間等、自分で切り替え、参加するようになった」「視覚優位の子どもさんへの対応を教えていただき、絵カードを活用することで、生活の部分や流れを自分で理解することができた」など「理解面での変化」。

「友だちとの関わりが出てきた」など「人との関わりにおける変化」。

「自分の好きな物しか食べなかった4歳児に対して、苦手な野菜を5mm位の大きさに切って、最初は口に含む

表2. 事業後の子どもの変化

大項目	中項目	代表的なデータ
子どもの身体的改善・変化	身体の改善・変化	体幹の改善
		触覚過敏の改善
		運動量の増加
		怪我の減少
子どもの行動の改善・変化	活動への参加	集団活動に参加
		積極的に参加・自発的に参加
		活動への集中力
	行動抑制	行動の切り替えがスムーズに
		落ち着き パニックが減少 部屋から出ることが減少
		クラスの保育への邪魔が減少
		奇声が減少
		攻撃態勢が減少
	言葉の変化	言葉が豊かに・言葉数の増加
		言語表現が増える
		言葉で気持ちを伝えようとする
	情緒面	成功体験・達成感の増加 自信がついた
		自分のことをわかってくれると感じるようになった
		自己表出しようとする気持ちの高まり
	理解面	どんな時かが理解できる
		生活の仕方がわかる←視覚支援など保育の工夫の結果
		指示が入りやすくなった
	人間関係	友だちとの関わりの芽生え
		接しやすくなった
	食事の変化	食べられなかったものも少しずつ食べられるようになった
自分で食べるようになった		
食事量が増えた		
保育者の変化	保育者の気持ちの変化	許容範囲が広がった 寛容になった 行動の受容 気持ちの受容
		余裕のある関わり 寄り添い
	子ども理解の深まり	特性の理解・行動の意味理解
		子どもの困り感の理解
		肯定的理解
	子どもへの対応の変化	言葉かけの変化
		ほめることを意識 認める（受容）
	支援の仕方の変化・工夫	視覚支援・援助（支援）方法を工夫し保育に取り入れる
	保育の変化	保育の見直し 保育環境の工夫
	共通理解・共通対応	保育者同士が相談し合える どの子も見られる
保護者支援	保護者への伝え方を工夫	

だけでも認めていくことにより、1 cm 位に切った野菜を自分で食べるようになり、今では食べる量も増えた」など「食事面での変化」などが記されていた。

(3) 事業後の保育者の変化の有無

前述したように、保育者は「子ども地域支援事業」を受けることにより子どもが変化したことを実感している。そして、保育者自身も事業を受けることで87%が「変化があった」と感じており、変化を感じていない人はいなかった。(図7)

(4) 具体的な保育者の変化の様子(表3)

では、保育者自身はどのように変化を感じ、そのことが子どもの変化にどうつながっているのかについて、自由記述から検証してみたい。

保育者が感じている変化は次のように大別された。「子どもの受け止め方・捉え方の変化」「子どもへの対応の変化・支援や保育の工夫」「保育者の精神的変化」「保護者支援」「職員の共通理解・職員間の連携」である。

「子どもの受け止め方・捉え方の変化」は「子どもの理解」「心の余裕」「子どもの受容」が挙げられた。具体例として『『どうしてできないの!』』ではなく『どうしたらできるのかな?』』と共に考えることができるようになった」「保育士の困り感として捉えていたことが多かったが、子どもの困り感として捉えようとするように意識するようになった」など子どもの見方、理解の仕方が180度変化している。

また「子どもの思いを受け止めるゆとりを持てるようになった」など、保育者自身が心のゆとりを感じるようになったり、「長いスパンで捉えられるようになった」「他の幼児と違う行動をしていても、少し余裕を持って見られるようになった」など、保育者の心のゆとりが子どもの受容にも影響したりしていることを記している。そして「子どもの見方が変わり、接し方や言葉がけを少し変えることにより子どもの行動も違ってきました」など、

保育者の理解と受け止めにより、保育者の子どもへの対応が変わり、そのことが子どもの行動の変化につながっていることが示されている。

「子どもへの対応の変化」としては、「否定的な言葉がけが減った」「一人ひとりに合った言葉のかけ方を意識するようになった」など言葉がけの工夫や、「子どもの特性の原因やポイントを知ることで、保育の中での援助の仕方や支援のための教材作りの仕方がわかり、子どもへのイメージを深めながら関わりを持つようになった」「苦手なことをその子にとって楽しい活動となるよう視点を変えて取り入れるようになった」など「支援や保育の工夫」の仕方がわかり、それを実践することで子どもの変化につながっていることを実感している。

(5) 考察「子ども地域支援事業後の子どもと保育者の変化」

事業後、62%の園が子どもに変化があったことを感じている。保育者が感じた変化を大別すると「子どもの身体的改善・変化」と「子どもの行動の改善・変化」である。さらに、「子どもの行動の改善・変化」は「活動への参加」「行動抑制」「言葉の変化」「情緒面」「理解面」「人間関係」「食事の変化」において現れている。このような変化を保育者は子どもの外側に現れる姿から捉えている。それが保育者の視点である。

それでは、どうしてこのような変化が見られたのか。その背後には保育者の変化があることが推察される。

事業後の保育者の変化については87%の人が、その変化を感じている。子どもの変化を実感するまでに至らなかった人も保育者自身は確実に変化していると感じているのである。それでは、保育者自身は何が変わったと感じているのか。保育者の変化を大別すると、「子どもの受け止め方・捉え方の変化」「子どもへの対応の変化・支援や保育の工夫」「保育者の精神的変化」「保護者支援」「職員の共通理解・職員間の連携」となっている。

では、これらの変化は何故起こるのか。それは、前述の「事業への期待」に記されていることにつながっている。つまり、保育者はこの事業を通して「子どもの理解」を強く求め、そのために作業療法士の視点を必要としているのである。保育者は、子どもの表面的な姿(行動面に現れる姿)から子どもを理解しているが、作業療法士は、子どもの表面的な姿の背後にある感覚の特性や行動の要因を見て、子どもを理解し、そこから行動の意味を読み取っている。その視点を保育者が必要としているのである。「子どもの行動の意味がわかるようになる」「保育者が困った行動と捉えていたことが、実は子どもが困っていたことに気づく」、こういったことがあって、保育者

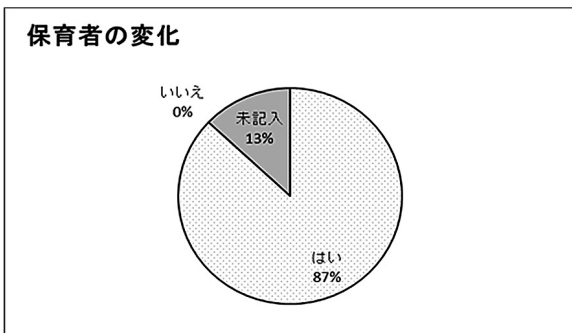


図7. 事業後の保育者の変化

表3. 保育者の変化

大項目	中項目	代表的なテーマ
子どもの受け止め方・捉え方の変化	心の余裕	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの思いを受け止めるゆとりを持てるようになった。 ・他児と違う行動もゆとりを持って見られるようになった。 ・無理矢理他児と合わせるのではなく、余裕を持って見られるようになった。 ・長いスパンで捉えられるようになった。 ・保育士自身の心の持ち方で、子どもの様子が変わるのを感じた。
	子どもを受容	<ul style="list-style-type: none"> ・他の幼児と違う行動をしていても、少し余裕を持って見られるようになった。 ・否定的な子どもの見方が減った。 ・トラブルやうまくいかないことも寛容に受け止めることができる。
	子どもの理解	<ul style="list-style-type: none"> ・「どうしてもできないの!？」ではなく「どうしたらできるかな?」と共に考えられるようになった。 ・「この子はこういう状態だからこういう行動になるんだ」と考えられるようになった。 ・子どもの行動自体を受け止めやすくなった。 ・保育士の困り感として捉えていたことが、子どもの困り感として捉えようとするように意識するようになった。 ・「できない、わからない」という見方をしていたが『困っている』だから理解できる関わりをしていこうと思えるようになった。 ・子どもがこだわっていることに、自分がこだわってしまっていたことに気づくことができた。
子どもへの対応の変化・支援や保育の工夫	対応の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・愛情を持つての見守りや無視ができるようになった。 ・ゆったりと関われるようになった。 ・子どもたちの困り感に寄り添えるようになった。 ・多くの要求、又は高い要求を子どもにしていることに気づき、スモールステップを心がけるようになった。 ・子どもの気持ちに寄り添って対応。 ・子どもの行動の原因を一呼吸おいて待ったり、考えたりするようになった。
	言葉がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・否定的な声かけが減った。 ・一人ひとりに合った言葉のかけ方を意識するようになった。 ・職員共通した声かけをするようになった。 ・言葉がけを工夫するようになった。
	支援・保育の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性の原因やポイントを知ることで、保育の中での援助の仕方や支援のための教材作りの見方が変わり、子どもへのイメージを深めながら関わりを持つようになった。 ・保育の流れ、一日の流れを写真や絵カードを使ってわかりやすく示す。 ・苦手なことをその子にとって楽しい活動となるよう視点を変えて取り入れるようになった。 ・担任のその子への指導が明確になり、記録のとり方の観点がわかりやすくなり、変化が見られた。 ・支援グッズ（青竹、人工芝）を用いることで、座って集中できるようになる子どもが増えた。 ・ホワイトボードの活用。 ・気持ちの切り替えがうまくできない子どもに対してスキンシップを通じて場面を切り替えるなど、作業療法士のアドバイスを参考にして、保育士が工夫するようになった。 ・支援の子どもが集団の中で過ごしにくい場合は少し集団から離れて保育する必要性が具体的にわかった。 ・保育所でも鬼ごっこや縄跳びなど意図的に誘ったり、ストレッチやマット、鉄棒など取り入れるなど保育内容を見直した。 ・教えてもらった援助方法を心がけることで、その子だけでなく、周りの子どもへも良い影響が出た。 ・園児と保育者の間での理解が進み、安定した園生活を送れるようになった。
	感覚統合的な遊びの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚統合的運動遊び等を取り入れることが多くなった。 ・遊びこそが子どもたちの成長にとってとても大切で、いろいろな感覚を使って遊び、生活ができるようにと、遊びの提供の仕方や環境構成など配慮するようになった。

子どもへの対応の変化・支援や保育の工夫	遊びの意味理解	<ul style="list-style-type: none"> ・何気なくしていた遊びの中に意味があることがわかった。 ・活動に意味づけできるようになった。
保育者の精神的変化	安心感・心の支え	<ul style="list-style-type: none"> ・今までの保育や関わり方が間違いでなかったと安心できた。 ・相談できる場所があることで保育士の大きな心の支えになっている。 ・具体的なアドバイスにより、保育士の不安な気持ちもなくなった。
	保育への自信	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対しての不安が少なくなり、以前より子どもへの対応に自信が持てるようになった ・専門的な見方を知ることで、大きな自信となった。 ・保護者対応の際にも大きく後押しを得られた。
保護者支援	保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの関わり方だけでなく、保護者へ話をするときにも大きく後押ししてもらえた。 ・作業療法士のアドバイスを、保護者とも話をし、できることを具体的に考え、進めていくことができた。
職員の共通理解・職員間の連携	職員の共通理解・職員間の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士同士の協力もスムーズになった。 ・全職員で共通理解するきっかけになった。 ・来園してもらうことで全職員、あるいは大半の職員と一緒に学べる。 ・同じ内容の話を聞いた職員がたくさんいて、共通理解をすることができているため、子どもへの関わりも同じ思いですることができる。

の子どもを受容する心や対応の仕方に変化が起きている。

保育者は、子どもをどのように受け止めればいいのか、子どもが何に困っているのかがわかると、子どもが過ごしやすくするにはどうすればいいか、楽しむためにはどうすればいいかと対応や保育の工夫ができるようになっていく。

具体的な支援として「感覚統合的な遊びの導入」を挙げている。又、これまでしていた遊びや活動を子どもの感覚の視点から見直したり、子どもの特性に応じて取り入れたりするように工夫するなど、遊びや活動への意味づけにおいても変化していることが挙げられている。

このように、作業療法士の視点からアドバイスを受けることで「子どもの特性がわかったこと」、「具体的な支援の仕方や保育の工夫が見えてきたこと」が示された。

そして、保育者が多角的に子どもを理解することができ、そのことが保育者の子ども受容、子ども対応の変化につながり、それによって子どもの行動や情緒などの変化につながっていくことが示唆された。(図8)

5. 子ども地域支援事業の今後の必要性

(1) 事業の必要性の有無

「子ども地域支援事業の今後の必要性」についてたずねた結果、「とても必要だと思う」が81%、「必要だと思

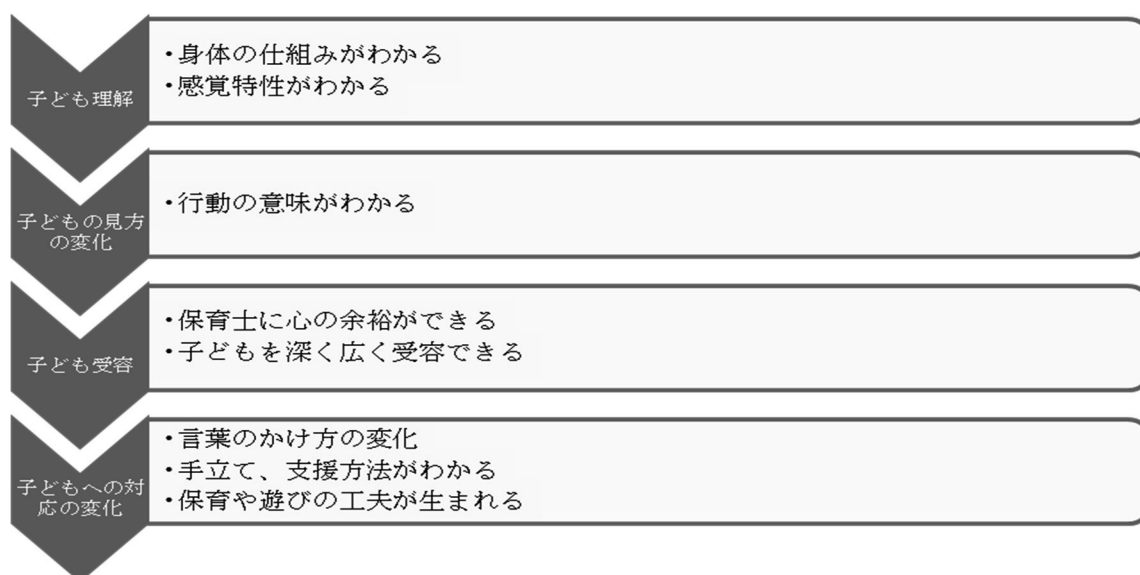


図8. 保育者の変化の流れ

う」が16%で、未記入の3%を除くと全ての園が事業の必要性を強く感じていた。(図9)

(2) 年間の事業希望回数

年間の希望回数としては、年に2～3回が大半であった。(図10)

(3) 子ども地域支援事業の必要性、期待すること(表4)

子ども地域支援事業の必要性と期待することについては、「保育士が学びを深め、子どもたち一人ひとりのことをより深く理解していくためには専門の先生との連携はとて大切だと思う」「いろんな立場から子どもを見ることで、考え方やヒントを得、また専門性を生かし、一緒に取り組むことが大切だと思う」など「連携の大切さ」や「専門的な知識を得ることの大切さ」が挙げられている。

又、「保育士の悩みや相談を聞いていただき、色々なことを教えて頂ければうれしい」「アドバイスを頂いたことは、自分自身の自信となり、保育へとつなげていけるので必要」「日々の保育の中で、不安な部分や迷いがあった時に相談できるということで、とても心強い」など、保育者自身が相談できる場があることによって安心感を得られること、それによって保育に自信が持てると記されている。

「一人ひとりの子どもの行動の意味を知り、それぞれの子どもに合った支援をしていくことの重要性を認識した」「教師自らも繰り返し指導を受けることが、幼児理

解の深まりにつながり、そのことが対象児の本来持っている“力”の発揮につながると考える」「いつも接していることにより、見えなくなっているその子の問題や指導の方向について、新しい見方、発見を示され、それを生かして保育することができる」「子どもの特徴を専門的な立場から教えていただくことにより、保育士が子どもの特徴を知り、支援の子どもが無理なく保育所生活を過ごせることができる。よって保育士の資質向上をするためには大変必要な事業ではないかと思います」など、専門的な視点を得ること、保育士が子どもの特徴を知ること、子ども理解を深めることの必要性と、そのことが保育士としての資質向上につながっていることが明記されている。

さらに、この事業が訪問型事業であることの利点として、「保育者だけでは支援が進まず、職員の支援の差が出てしまっていたが、全職員が話を聞き、指導を受ける中で支援に対しての共通理解ができるようになった」など「職員の共通理解」が挙げられていることも重要な点である。

「受け入れにくい保護者に対しても専門的に話していただくことで受け入れやすくなると感じている」など、保護者と共通理解する際にも、作業療法士との連携が重要になっていることも記されている。

「一度事業を受けると、次の年は受けることができない可能性が高いようです。より継続することで知識を深めるために、希望すれば事業が受けられるようになると嬉しい」「市町村ごとにそんな機関があって欲しい」「保護者が気軽に相談できる場があれば良いのと思う」「町の療育教室の中に作業療法士さんがいてもらえれば」など、この事業への更なる希望や作業療法士との連携を切に願う意見も見られた。

(4) 考察「子ども地域支援事業の今後の必要性」

「子ども地域支援事業」に何が期待されているのか。それは「作業療法士との連携」に他ならない。保育者は、連携によって保育者が子どもをより的確に理解できるようになり、子どもにも変化が見られたり、保育の質の向上につながったりすることを実感している。ここに作業療法士との連携の意義がある。保育者の視点だけでは見えなかった子どもの姿の背後にある子どもの特性や行動の要因。それが作業療法士の視点を通して見えようになり、子ども理解が深まっていることが示された。

また、このように作業療法士と連携することによって、保育者が安心感を得、自信を持てるようになっていることも重要な点である。保育の現場で子どもと向き合い、懸命になればなるほど、自分に突き刺さり、不安や自信

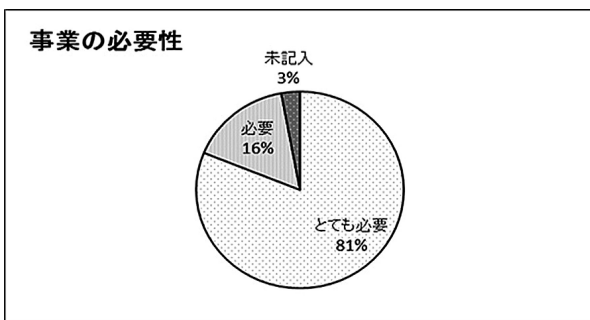


図9. 事業の必要性

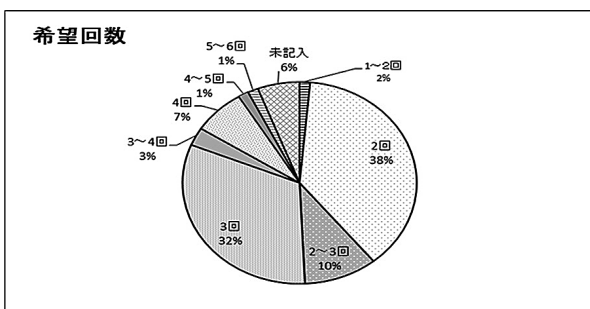


図10. 事業の年間希望回数

表4. 子ども地域支援事業の必要性、期待すること

専門家との連携	連携の大切さ	専門家による助言の必要性 早期支援ができる
	連携による保育者の安心感	相談できる安心 自分の保育に自信が持てる安心 アドバイスを受けることができる
	連携による保育者の質の向上	保育者の質の向上（保育者が学びを深める） 子ども理解の向上 自分の保育の振り返りができる アドバイスを保育に取り入れることができる 多角的に子どもを捉えることができる 保育の質の向上（今までより意味や目的のある活動に）
	訪問型の利点	保育現場を見てもらえる 保育におけるアドバイスを受けられる 療育を受けていない子にも配慮ができる 職員が一同に研修を受けられる・共通理解ができる 親御さんの負担（療育に引率する負担）の軽減 園において療育的支援ができる
	保護者支援	保育者による保護者支援力の向上 専門機関とのハードル軽減 専門家からの直接的な助言
その他の希望	その他の希望	継続的な支援（子どもの成長に合わせて） 1回だけでは見てもらいきれない（もっと回数を増やして欲しい） 市町村ごとに連携機関が欲しい 市町村ごとに作業療法士がいて欲しい 作業療法士にクラス指導の実践をしてもらいたい 生きる力を身に付ける手立てになるような事業になって欲しい 事業の継続希望 保育園に作業療法士がいるのが理想

喪失に陥ることがある。しかし、作業療法士の子どもを見る視点を得ることで、行き詰まっていた子ども理解や子ども対応に光が差し込むのである。それゆえ、「子ども地域支援事業」の必要性を訴え、継続が望まれているのである。

そして「訪問型」の利点として大別すると3つ挙げられている。一つ目は「園内職員の共通理解」。子ども理解とその対応において、職員が共通理解できることはとても重要である。子どもに何らかの問題行動が現れた場合、それが担任の責任のように受け止められることもある。しかし、その問題行動の意味や原因そしてそのことへの対応方法について園内で意識統一されると、子どもの行動が担任の責任によるのではないことがわかり、園として支えていく方向性も出て、担任の精神的負担は軽減される。そして、クラスが変わっても、担任が変わっ

ても根底にある子どもへの理解や対応が共通のものであれば、子どもたちは非常に安心して過ごすことができる。このように大人側が生み出す保育環境が改善されることは、子どもが安心して過ごせる環境へとつながり、保育の質の向上へとつながっていく。

二つ目は「現場を見てもらい、自分たちがしている保育そのものにアドバイスを得られる」という利点。特別なことではなく、いつもしている生活と遊びの場面のできる配慮、工夫を知ることができる。又その生活と遊びの中には、作業療法士が行っている療育の要素が数え切れないほど含まれている。よって、三つ目の「園において療育的支援ができる」につながるのである。

保育者から挙げられたこの事業の必要性と期待することは、全てこの事業が目指すところ、つまり、「保育・教育の現場に作業療法士が訪問し、作業療法士の視点で子

どもを捉え、子どもが日常を過ごす場での生活や遊び、活動を支援する」につながっている。それは、子どもたちが地域社会の中でいきいきとした生活を送るための支援である。ここに、教育・保育の現場と作業療法士が連携する意義がある。

おわりに

以上のように、「子ども地域支援事業」を受けた保育者の回答を通して、事業に求められていること、事業が果たしている役割の重要性が明らかになり、作業療法士との連携によって保育者の子ども理解が変化し、向上することが示唆された。

保育者が事業に求めているのは、作業療法士との連携、そして作業療法士の子どもを見る（理解する）視点である。連携によって、作業療法士の視点から子どもの特性と行動要因がわかるようになり、その結果、保育者は子どもにどのように対応すればいいのかがわかるようになっている。このことは、作業療法士との連携によって保育者の子ども理解が深まることを明確に示している。

さらに、子ども理解が深まることによって保育者が今までとは異なる視点で子どもに対応するようになり、子どもの行動面、情緒面など様々な面での改善が見られたという変化が起こっている。このことは、作業療法士との連携の意義と重要性を示唆している。

「はじめに」でも述べたように、「障害による差別（手帳の有無に関わらず、障壁となっていることがあることによって受ける差別）」が教育・保育の現場ではあってはならない。しかし、子どもが何に困っているかがわからないと、知らない内に、間違った対応をしてしまうことも起こりうる。しかも子どもが困っていることを周囲の大人が気づくのは、大人自身がその子によって何らかの困り感を感じることによることが多く、大人が困ったと感じない場合、子どもが困っていることに気づきにくい。

作業療法士の視点では、周囲の者がどのように感じるかではなく、その子自身の特性をつかむことができる。この視点を得ることで、教育・保育の現場において正しい子ども理解が深まり、正しい子どもへの対応ができるようになると考える。

このように、子ども地域支援事業の調査を通して、「作業療法士との連携によって保育者の子ども理解が深まる

こと」、「子ども理解の深まりは保育者の質の向上や保育の質の向上につながる」とが示唆され、今後ますます保育現場における作業療法士との連携は重要になると考える。

しかしながら、このような連携はまだ園の独自努力に任されているところも多く、連携の仕組みや制度がないため、実際に作業療法士との連携の機会を得ることは難しい。今後、教育・保育の現場で作業療法士との連携が密になっていくためにも、引き続き作業療法士との連携の意義についての検証を深めていきたいと思う。

参考文献

- Anna Jean Ayres (1990) 佐藤剛監訳 子どもの発達と感覚統合 共同医書出版社
 石井孝弘 (2013) 子どもに優しくなれる感覚統合 子どもの方・発達の捉え方 学苑社
 桶谷文哲 (2013) 発達障がい学生支援における合理的配慮をめぐる現状と課題 学園の臨調研究 12 pp57-65
 加藤寿宏監修 高畑脩平・田中佳子・大久保めぐみ編著 (2016) 乳幼児期の感覚統合遊び
 木村順 (2006) 育てにくい子にはわけがある 大槻書店
 厚生労働省 (平成 27 年厚生労働省訓第 45 号) 厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
 厚生労働省 (平成 27 年) 障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～
 内閣府 (平成 25 年法律第 65 号) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 文部科学省 (平成 27 年文科初第 1058 号) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
 松岡克尚 (2014) 大学における障害学生支援のあり方と合理的配慮の考え方－障害者権利条約と障害者差別解消法を受けて－関西学院大学人権研究第 18 号 pp27-31

謝 辞

本論文の作成に当たり、ご指導くださいました大阪総合保育大学大学院の山崎高哉学長、大方美香教授、分析のご協力とご助言をくださいました藍野大学（作業療法士）の丹葉寛之先生、白鳳短期大学（作業療法士）の高畑脩平先生、愛の園保育園特別支援教育士の田中佳子先生、そして調査に対して熱心な回答をくださいました多くの先生方に心より感謝申し上げます。

Childcare Worker's Understanding of Children Through Collaboration with Occupational Therapists : Through Investigation of a Children's Area Support Project

Megumi Okubo

Osaka University of Comprehensive Children Education Graduate School

In this research, "Does a childcare worker's understanding of children deepen through collaboration with occupational therapists? Also about the significance of cooperation" will be examined through a "Children's area support project" in prefecture A.

As a method, I investigated nursery schools, kindergartens and preschools which actually had a "children's area support project" in A prefecture, and performed questionnaires such as (1) "Motivation for receiving the project, What to expect from the project", (2) "Impression having received the project", (3) "Changes of children and teachers after the project", (4) "Necessity of the project in the future", etc...From this it is verified (1) what is required for a children's area support project", (2) what did the childcare provider get through the project, (3) having received the project, what kind of change happened to the children and the childcare workers, (4) Will this project be necessary in the future, etc...were incorporated. As a result, it suggested the necessity and importance of cooperation with occupational therapists in order to make childcare professionals deepen their understanding of children. Furthermore, I think this leads to improving the quality of childcare workers themselves and childcare itself.

Key words : cooperation with occupational therapist, understanding of children, improvement of the quality of teachers, quality of childcare, support for childcare sites